

死亡届を出された後の 手続きハンドブック

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

この冊子は、荒川区にお住まいだった方が

お亡くなりになられた際に、

必要な手続きをご案内しております。

少しでも、皆様のお役にたてるごとに願っております。

目 次

1	区役所の手続き一覧・チェックリスト	01
2	手続きにお持ちいただくもの	03
3	区役所の手続き	04
4	フロア案内図	21
5	荒川区役所案内図	24
6	区役所以外の手続き一覧	25
7	各官公署一覧	26

荒川区

届出サポートデスクは予約優先です。

まずはご連絡ください。(裏表紙もご参照ください)

荒川区 戸籍住民課

03-3802-3916 (直通) または

03-3802-3111 (代表) 内線: 2303

1

区役所の手続き一覧・チェックリスト

区分	お亡くなりになられた方についてのご確認	手続き名	<input checked="" type="checkbox"/>	参照ページ
住民登録	世帯主だった	世帯主の変更	<input type="checkbox"/>	4
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証の返却、廃棄	<input type="checkbox"/>	4
	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードの返却	<input type="checkbox"/>	4
国民健康保険	国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主だった	国民健康保険被保険者証の返却、および世帯主の変更	<input type="checkbox"/>	5
		葬祭費申請（国民健康保険）	<input type="checkbox"/>	5
	限度額適用認定証を持っていた	限度額適用認定証の世帯主変更	<input type="checkbox"/>	6
	後期高齢者医療制度に加入していた	後期高齢者医療被保険者証の返却	<input type="checkbox"/>	6
年金	国民年金に加入、または受給していた	年金受給者死亡届	<input type="checkbox"/>	7
		死亡一時金	<input type="checkbox"/>	7
		未支給年金・未支払給付金	<input type="checkbox"/>	8
		遺族基礎年金	<input type="checkbox"/>	8
		遺族厚生年金	<input type="checkbox"/>	9
		寡婦年金	<input type="checkbox"/>	9
障がい	愛の手帳を持っていた	愛の手帳の返却	<input type="checkbox"/>	10
	身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返却	<input type="checkbox"/>	10
	障害者福祉に関する手当を受給していた	手当の廃止手続き	<input type="checkbox"/>	10
	障害者に関するサービスを利用していた	サービス受給者証等の返却	<input type="checkbox"/>	10
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返却	<input type="checkbox"/>	11
	自立支援医療費制度（精神通院）を利用していた	自立支援医療受給者証の返却	<input type="checkbox"/>	11
	難病等医療費助成制度の受給者証、または医療券を持っていた	難病等医療費助成制度の受給者証等の返却	<input type="checkbox"/>	11
高齢者	紙おむつ購入費の助成を受給していた	資格消滅および精算	<input type="checkbox"/>	12
	理美容サービスを受けていた	資格消滅	<input type="checkbox"/>	12
	緊急通報システムを設置していた	緊急通報システムの撤去、返却	<input type="checkbox"/>	12
介護	65歳以上の方、または要介護認定を受けていた	介護保険被保険者証等の返却	<input type="checkbox"/>	13

区分	お亡くなりになられた方についてのご確認	手続き名	<input checked="" type="checkbox"/>	参照ページ
税	住民税が課税されていた	相続人代表者指定届	<input type="checkbox"/>	13
	125cc 以下の原付バイク等を持っていた	原動機付自転車（125cc 以下）の廃車、名義変更	<input type="checkbox"/>	13
子育て	児童手当の支給対象児、または受給者だった	受給者変更、または喪失届	<input type="checkbox"/>	14
	児童育成手当の支給対象児、または受給者だった	受給者変更、または喪失届	<input type="checkbox"/>	14
	児童扶養手当の支給対象児、または受給者だった	受給者変更、または喪失届	<input type="checkbox"/>	14
	特別児童扶養手当の支給対象児、または受給者だった	受給者変更、または喪失届	<input type="checkbox"/>	14
	子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の対象児、または受給者だった	医療費助成の受給者変更、または喪失届	<input type="checkbox"/>	15
防災	災害情報受信機を持っていた	災害情報受信機の返却	<input type="checkbox"/>	15
生活衛生	犬を飼っていた	飼い犬の登録事項変更届	<input type="checkbox"/>	16
	診療所、薬局等を開設していた	医務薬事関係の許認可登録施設に関する届出	<input type="checkbox"/>	16
	理容所、美容所等を開設していた	環境衛生に関する営業者の承継	<input type="checkbox"/>	17
	飲食店を営業していた	食品衛生に関する営業者の承継	<input type="checkbox"/>	17
	公害医療手帳を持っていた	公害医療手帳の返却	<input type="checkbox"/>	18
	大気汚染医療費助成の医療券を持っていた	大気汚染障害者医療券の返却	<input type="checkbox"/>	18
健康推進	養育医療券（病院・診療所用）を持っていた	養育医療券の返却	<input type="checkbox"/>	18
	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	小児慢性特定疾病医療受給者証の返却	<input type="checkbox"/>	18
住まい	区民住宅に住んでいた	区民住宅、従前居住者用住宅の世帯登録情報に関する手続き	<input type="checkbox"/>	19
環境	工場や指定作業場を経営していた	工場等の廃止、承継等の届出	<input type="checkbox"/>	19
LGBT	荒川区同性パートナーシップ制度を利用していた	同性パートナーシップ届出受領証返還届の提出	<input type="checkbox"/>	19
その他	区民葬儀を希望する	区民葬儀券の配布	<input type="checkbox"/>	20
	各種助成金を受けていた、または内定していた	各種助成金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	20

主な書類等を記載しております。

手続きによって異なりますので、詳細は次ページ以降の「必要なもの」をご参照ください。

1 ご来庁される方の必要なもの

ご来庁される方の本人確認書類

本人確認書類については、以下のとおりです。

▼ 1点で本人確認ができる書類（顔写真付きのもの）

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、身体障害者手帳 等

▼ 2点で本人確認ができる書類

健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳（基礎年金番号通知書）、

国民年金証書、生活保護受給者証明書 等

印章（朱肉を使うもの）

預貯金通帳

葬儀の領収書、会葬礼状 等

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

ご来庁される方とお亡くなりになられた方との関係確認のために必要となる場合があります。

委任状（代理人がお手続きする場合）

2 お亡くなりになられた方の必要なもの

マイナンバーカード、または個人番号通知カード

住民基本台帳カード（作成されている場合）

3 以下のものは、次ページ以降をご確認し、必要なものをお持ちください。

国民年金手帳（基礎年金番号通知書）、国民年金証書

身体障害者手帳等の各種手帳

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険等の被保険者証

受給者証や医療証、医療券

その他、荒川区から交付・貸与されたもので、ご不明な点があるもの

3

区役所の手続き

住民登録に関する手続き

1 世帯主の変更

お亡くなりになられた方が世帯主で、その世帯に世帯主以外の世帯員が2名以上いる場合は、世帯主変更届が必要となります。

▼手続きが可能な人

同一世帯の方、法定代理人、任意代理人

▼必要なもの

- 本人確認書類
- 法定代理人の場合は、法定代理人であることが分かる書類
- 任意代理人の場合は、委任状

▼手続き期限

お亡くなりになった日から14日以内

▼お問合せ窓口

戸籍住民課
住民記録係
03-3802-3111
内線 2362～2364

2 印鑑登録証の返却・廃棄

死亡届が出されて住民票が削除されると、印鑑登録も自動的に廃止になります。
印鑑登録をしていた方がお亡くなりになられた場合、印鑑登録証を窓口へご返却、あるいはハサミ等で裁断し、廃棄してください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の印鑑登録証

▼手続き期限

なし

▼問合せ窓口

戸籍住民課
住民記録係
03-3802-3111
内線 2362～2364

3 マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードの返却

年金等の手続きで、個人番号（マイナンバー）が必要な場合があります。
手続きがすべて終わり、不要になりましたら窓口へご返却ください。
※これらのカードに、返納義務はありません。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 各種返却するカード

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

戸籍住民課
住民記録係
03-3802-3111
内線 2362～2364

国民健康保険に関する手続き

1 国民健康保険被保険者証の返却、および世帯主の変更

国民健康保険（以下、国保）に加入している方がお亡くなりになられた場合は、被保険者証の返却が必要となります。お亡くなりになられた方が世帯主で、世帯員に国保加入者がいらっしゃる場合は、その全員について世帯主変更の手続きが必要となります。

▼手続きが可能な人

同一世帯の方、法定代理人、任意代理人

▼必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーカード、または個人番号通知カード
- お亡くなりになられた方の国民健康保険証や高齢受給者証等
- お亡くなりになられた方が世帯主だった場合は、同一世帯で国保に加入されている方全員の国民健康保険証や高齢受給者証等
- 法定代理人の場合は、法定代理人であることが分かる書類
- 任意代理人の場合は、委任状

▼手続き期限

お亡くなりになった日から 14 日以内

▼お問合せ窓口

国保年金課

国保資格係

03-3802-3111

内線 2374

2 葬祭費申請（国民健康保険）

国保に加入している方がお亡くなりになられた場合、申請により葬祭を行われた方に、7万円が支給されます。ただし、国保に加入されてから3か月以内にお亡くなりになられた方で、以前に加入されていた健康保険から葬祭費相当の給付が受けられる場合は、国保からは支給されません。

▼手続きが可能な人

葬祭を行われた方

▼必要なもの

- 葬儀社が発行した領収書（宛名と内訳がわかるもの）、または会葬礼状
- 葬祭を行われた方の口座番号がわかるもの

▼手続き期限

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課

保険給付係

03-3802-3111

内線 2381

国民健康保険に関する手続き

3 限度額適用認定証の世帯主変更

限度額適用認定証をお持ちの方で、世帯主の方がお亡くなりになられた場合、新しい世帯主が記載された、限度額適用認定証の交付手続きが必要となります。

▼手続きが可能な人

新しい世帯主の方、または同一世帯の方

▼必要なもの

- 本人確認書類
- これまで使用していた限度額適用認定証
- 世帯主を変更した国民健康保険証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

国保年金課

保険給付係

03-3802-3111

内線 2381

4 後期高齢者医療被保険者証の返却

後期高齢者医療制度に加入されている方がお亡くなりになられた場合は、保険者証の返却が必要となります。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の被保険者証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

国保年金課

後期高齢者医療係

03-3802-3111

内線 2391、2392

5 葬祭費申請（後期高齢者医療制度）

後期高齢者医療制度に加入されていた方がお亡くなりになられた場合、葬儀を挙げた際の葬祭費を、喪主が申請できます。

▼手続きが可能な人

葬儀を行った方

▼必要なもの

- 葬儀社が発行した領収書（宛名と内訳がわかるもの）、または会葬礼状
- 葬祭を行われた方の口座番号がわかるもの

▼手続き期限

葬祭を行った日の翌日から2年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課

後期高齢者医療係

03-3802-3111

内線 2391、2392

年金に関する手続き

1 年金受給者死亡届 ※ 原則、年金事務所での手続きです。

年金を受けていた方がお亡くなりになられると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」のご提出が必要です。なお、日本年金機構に個人番号が収録されている方は、「年金受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

▼手続きが可能な人

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族等

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の年金証書
- お亡くなりになられた事実を明らかにできる書類
(戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）
のコピー、または死亡届の記載事項証明書)

▼手続き期限

国民年金は、お亡くなりになった日から14日以内
厚生年金と共済年金は、お亡くなりになった日から10日以内

▼お問合せ窓口

国保年金課
国民年金係
03-3802-3111
内線
2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

2 死亡一時金

お亡くなりになった日の前日時点で、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなくお亡くなりになられた場合、お亡くなりになられた方と生計を同じくしていたご遺族の方が、死亡一時金を受けることができます。

▼手続きが可能な人

- お亡くなりになられた方と生計を同じくしていた方
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 の順です。

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の基礎年金番号が分かる書類（通知書または年金手帳等）
- 請求者の振込先金融機関がわかるもの
- 生計同一関係に関する申立書
(お亡くなりになられた方と請求者の住所が異なる場合)
- お亡くなりになられた方と請求する方の続柄が確認できる書類
(戸籍謄本等)
- お亡くなりになられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票の写し

▼手続き期限

お亡くなりになった日の翌日から2年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課
国民年金係
03-3802-3111
内線
2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

年金に関する手続き

3 未支給年金・未支払給付金 ※ 原則、年金事務所での手続きです。

お亡くなりになられた方にお支払いすべき年金や給付金がある時、
その方と生計を同じくしていたご遺族の方が、未支給の年金や給付金を請求できます。

▼手続きが可能な人

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の年金証書
- 請求者の振込先金融機関がわかるもの
- 生計同一関係に関する申立書
(お亡くなりになられた方と請求者の住所が異なる場合)
- お亡くなりになられた方と請求する方の続柄が確認できる書類
(戸籍謄本等)
- お亡くなりになられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票の写し

▼手続き期限

お亡くなりになられた方の年金支払日の翌月初日から5年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課
国民年金係
03-3802-3111
内線
2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

4 遺族基礎年金

国民年金の被保険者の方等がお亡くなりになった時、その方によって生計が維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「子」が受けることができます。

▼手続きが可能な人

死亡した方と生計を維持されていた以下のご遺族が受け取ることができます。

- ①子のある配偶者 ②子

▼必要なもの

お亡くなりになられた方の状況により異なりますので、
お問合せ窓口にご相談ください。

▼手続き期限

お亡くなりになった日の翌日から5年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課
国民年金係
03-3802-3111
内線
2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

3

区役所の手続き

年金に関する手続き

5 遺族厚生年金 ※ 年金事務所での手続きです。

厚生年金保険（および共済年金保険）の被保険者の方等がお亡くなりになった時、その方によって生計を維持されていたご遺族に対して、支給される公的年金です。

▼手続きが可能な人、必要なもの

お亡くなりになられた方の状況により異なりますので、お問合せ窓口にご相談ください。

▼手続き期限

お亡くなりになった日の翌日から 5 年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課 国民年金係
03-3802-3111
内線 2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

6 寡婦年金

お亡くなりになった日の前日時点で、国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納めた期間、および国民年金保険料免除期間が、10 年以上ある夫がお亡くなりになられた時、その夫と 10 年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、お亡くなりになった当時にその夫に生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳までの間、受けることができます。

▼手続きが可能な人

配偶者

▼必要なもの

- お亡くなりになられた方の基礎年金番号が分かる書類（通知書または年金手帳等）
- お亡くなりになられた方の年金証書（年金を受給されていた場合）
- お亡くなりになられた方の住民票の除票
- 請求者の世帯全員の住民票の写し
- 戸籍謄本（記載事項証明書）
- 請求者の収入が確認できる書類
- 請求者の振込先金融機関がわかるもの

▼手続き期限

お亡くなりになった日の翌日から 5 年以内

▼お問合せ窓口

国保年金課 国民年金係
03-3802-3111
内線 2411、2413、2416
または
荒川年金事務所
03-3800-9151

障がいに関する手続き

1 愛の手帳の返却

お亡くなりになられた方が愛の手帳をお持ちだった場合、手帳をご返却ください。

▼手続きが可能な人

ご家族、ケアマネージャー等、ご本人との関係が分かる人

▼必要なもの

- 愛の手帳
- 代理申請の場合、代理人の本人確認書類

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

障害者福祉課

相談支援係

03-3802-3111

内線 2685

2 身体障害者手帳の返却

お亡くなりになられた方が身体障害者手帳をお持ちだった場合、手帳をご返却ください。

▼手続きが可能な人

ご家族、ケアマネージャー等、ご本人との関係が分かる人

▼必要なもの

- 身体障害者手帳
- 代理申請の場合、代理人の本人確認書類

▼手続き期限

お亡くなりになった日から6ヶ月以内

▼お問合せ窓口

障害者福祉課

相談支援係

03-3802-3111

内線 2685

3 障害者福祉に関する手当の廃止手続き

お亡くなりになられた方が、障害者福祉に関する手当を受給していた場合、廃止の手続きが必要です。

▼手続きが可能な人、必要なもの、手続き期限

利用種別により異なります。

詳細は、お問合せ窓口にご確認ください。

▼お問合せ窓口

障害者福祉課 03-3802-3111

相談支援係 内線 2685

障害サービス係 内線 2691

4 障害福祉サービス受給者証の返却

お亡くなりになられた方が障害福祉サービス受給者証をお持ちだった場合、受給者証をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

- 返却する受給者証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

障害者福祉課 03-3802-3111

相談支援係 内線 2685

こころの健康推進係 内線 2695

支援調整係 内線 2684

障がいに関する手続き

5 精神障害者保健福祉手帳の返却

お亡くなりになられた方が精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、手帳をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

精神障害者保健福祉手帳

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

障害者福祉課

こころの健康推進係

03-3802-3111

内線 2688

6 自立支援医療受給者証(精神通院)の返却

お亡くなりになられた方が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった場合、受給者証をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

収却する受給者証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

障害者福祉課

こころの健康推進係

03-3802-3111

内線 2688

7 難病等医療費助成制度の受給者証の返却

お亡くなりになられた方が難病等医療費助成制度の受給者証をお持ちだった場合、医療券と受給者証をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

収却する医療券・受給者証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

障害者福祉課

こころの健康推進係

03-3802-3111

内線 2688、2692

高齢者に関する手続き

1 高齢者紙おむつ購入助成の資格消滅および精算

おむつ利用券を支給されていた場合は、利用券のご返却は求めておりません。
おむつ代の精算がある場合、振込先情報の取得のために、ご遺族にご連絡します。

▼手続きが可能な人

相続人の方

▼必要なもの

- 相続人の本人確認書類
- 相続人の振込先金融機関がわかるもの
- 相続人の印章

▼手続き期限

お亡くなりになった日から3か月以内

▼お問合せ窓口

高齢者福祉課

高齢者福祉係

03-3802-3111

内線 2675

2 理美容サービス事業の資格消滅

理美容サービスをご利用していた方がお亡くなりになられた場合、
サービスの利用を終了する手続きが必要です。

▼手続きが可能な人

ご家族、ケアマネージャー

▼必要なもの

なし

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

高齢者福祉課

高齢者福祉係

03-3802-3111

内線 2678

3 緊急通報システムの撤去・返却

緊急通報システムをご利用になっていた方がお亡くなりになられた場合、
システムの撤去・返却が必要です。
お亡くなりになられた方の状況により異なりますので、
詳細は、お問合せ窓口へご相談ください。

▼手続きが可能な人

ご家族

▼必要なもの

なし

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

高齢者福祉課

高齢者福祉係

03-3802-3111

内線 2677

介護保険に関する手続き

1 介護保険被保険者証等の返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等をお持ちの方がお亡くなりになられた場合、その方の被保険者証等をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

お亡くなりになられた方の被保険者証等

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

介護保険課 資格保険料係

03-3802-3111

内線 2441

税に関する手続き

1 相続人代表者指定届

前年に一定額以上の所得があった場合、賦課期日（1月1日）現在の住所地で住民税が課税されます。1月2日以降にお亡くなりになられた方の住民税については、相続人代表者指定届を提出するなどして、申告および納付に関する手続きを相続人が引き継ぐ必要があります。

▼手続きが可能な人

相続人代表者本人、または相続人代表者の代理人

▼必要なもの

手続きする方の本人確認書類

法定代理人の場合は、法定代理人であることが分かる書類

任意代理人の場合は、委任状

▼手続き期限

相続人代表者の方が決まり次第早急に

▼お問合せ窓口

税務課 課税係

03-3802-3111

内線 2316～2319、

2321～2323

2 原動機付自転車（125cc以下）の廃車、名義変更

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人に対して課税されます。所有者（納税義務者）がお亡くなりになられた場合は、廃車手続き、もしくは名義変更手続が必要です。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

申告書

標識（荒川区のナンバープレート）

標識交付証明書

▼手続き期限

お亡くなりになった日から30日以内

▼お問合せ窓口

税務課 税務係

03-3802-3111

内線 2312

子育てに関する手続き

1 各種手当の受給者変更、または喪失届

以下の手当を受給中の方がお亡くなりになられた場合、受給者の変更が必要となります。新たに手当等を受けられるケースもありますので、お早めにご相談ください。

■ 児童手当

中学校卒業まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童を養育している方を対象に、支給します。

■ 児童育成手当（育成手当）

父または母がお亡くなりになられた児童(18歳になった最初の3月31日までの方)を養育している方を対象に、支給します。

■ 児童扶養手当

父または母がお亡くなりになられた児童(18歳になった最初の3月31日までの方、ただし、中度以上の障がいのある児童は20歳未満)を養育している方を対象に、支給します。

■ 児童育成手当（障害手当）

愛の手帳1～3度、身体障害者手帳1・2級、脳性まひ、または進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の心身に障がいのある児童を扶養している方を対象に、支給します。

■ 特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。

① 身体障害者手帳1級～3級程度

(下肢機能障害の一部のみ、4級で対象になるものがあります。)

② 愛の手帳1度～3度程度

③ 上記①、②と同程度の疾病、もしくは身体や精神に障がいのある方

▼手続きが可能な人

同一世帯の方

▼必要なもの

本人確認書類

▼手続き期限

お亡くなりになった日から15日以内

▼お問合せ窓口

子育て支援課

子育て給付係

03-3802-3111

内線 3816、3817

子育てに関する手続き

2 医療費助成の受給者変更、または喪失届

以下の助成を受給中の方がお亡くなりになられた場合、受給者の変更が必要となります。新たに医療費助成を受けられるケースもあるので、お早めにご相談ください。

■ 子ども医療費助成

15歳になった日の最初の3月31日までの子どもが、
健康保険を使って医療機関（病院・診療所・薬局・その他）にかかった場合、
窓口で支払う医療費の一部（自己負担分）を助成します。

※荒川区では所得制限を設けていません。

■ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の父や母、もしくは養育者と児童を対象として、
医療機関で受診したとき、保険診療の自己負担分の一部を助成します
(父または母いずれかに、障がいがある場合も対象となります)。

※所得制限があります。

▼手続きが可能な人

同一世帯の方

▼必要なもの

本人確認書類

▼手続き期限

お亡くなりになった日から15日以内

▼お問合せ窓口

子育て支援課

子育て給付係

03-3802-3111

内線 3816、3817

防災に関する手続き

1 災害情報受信機の返却

視覚・聴覚障がい者、および65歳以上の非課税世帯を対象として、
防災課が発信する緊急情報を受信できる「災害情報受信機」を無償で貸与しています。
被貸与者がお亡くなりになられた場合、機器の返却が必要となります。

▼手続きが可能な人

同一世帯の方、法定代理人、任意代理人

▼必要なもの

受信機本体、スタンド、充電器

▼手続き期限

可能な限り速やかに

▼お問合せ窓口

防災課

防災管理係

03-3802-3111

内線 497

生活衛生に関する手続き

1 飼い犬の登録事項変更届

犬の飼い主がお亡くなりになられた場合、
新たな飼い主が所有者変更届をご提出する必要があります。

▼手続きが可能な人

新しい飼い主

▼必要なもの

鑑札（紛失していれば再発行）

※ 環境大臣指定登録機関のマイクロチップを装着していれば、
ご来庁は不要です。

環境大臣指定登録機関(<https://reg:mc.env.go.jp>)に、
オンラインで所有者変更登録を行ってください。
電話でのお問合せは、
公益社団法人日本獣医師会 (03-6384-5320)

▼手続き期限

お亡くなりになった日から 30 日以内

▼お問合せ窓口

生活衛生課

管理係

03-3802-3111

内線 422

2 医務薬事関係の許認可登録施設に関する届出

お亡くなりになられた方が、以下の施設の許認可登録名義人の場合、
法定期日内に届出が必要となります。

※ 施設等の例

診療所、助産所、歯科技工所、施術所、薬局、店舗販売業、
高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、
毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、麻薬小売業者

▼手続きが可能な人

戸籍法第 87 条による届出義務者

▼必要なもの、手続き期限

手続き内容により異なります。
詳細は、お問合せ窓口にご確認ください。

▼お問合せ窓口

生活衛生課

環境衛生係

03-3802-3111

内線 427

生活衛生に関する手続き

3 環境衛生に関する営業者の承継

興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の営業者がお亡くなりになられた場合、営業者の地位の承継が必要となります。

▼手続きが可能な人

営業を承継する方

▼必要なもの

- 承継届
- 戸籍謄本、または法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上いる場合は、
その全員の承継に関する同意書

▼手続き期限

旅館業は60日以内、その他は遅滞なく（60日程度）

▼お問合せ窓口

生活衛生課

環境衛生係

03-3802-3111

内線 426

4 食品衛生に関する営業者の承継

食品営業施設、食鳥処理、ふぐの取り扱い等の営業者・事業者がお亡くなりになられた場合、営業者・事業者の地位の承継が必要となります。

▼手続きが可能な人

営業・事業を承継する方

▼必要なもの

- 承継届
- 戸籍謄本、または法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上いる場合は、
その全員の承継に関する同意書
- （食鳥処理の承継の場合）相続人が、
欠格事項に該当しない旨の誓約書

▼手続き期限

遅滞なく（60日程度）

▼お問合せ窓口

生活衛生課

食品衛生係

03-3802-3111

内線 428

生活衛生に関する手続き

1 公害医療手帳の返却

お亡くなりになられた方が公害医療保険手帳をお持ちだった場合、手帳をご返却ください。

▼手続きが可能な人、必要なもの、手続き期限

利用種別により異なります。詳細は、お問合せ窓口にご確認ください。

2 大気汚染障害者医療券の返却

お亡くなりになられた方が大気汚染障害者医療券をお持ちだった場合、医療券をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

大気汚染障害者医療券

▼手続き期限

速やかにご返却ください。

▼お問合せ窓口

生活衛生課

公害保健係

03-3802-3111

内線 424

健康推進に関する手続き

1 養育医療券（病院・診療所用）の返却

指定医療機関に入院している低体重等で生まれた赤ちゃんがお亡くなりになり、養育医療券が交付されていた場合、養育医療券をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

養育医療券

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

健康推進課 健康推進係

03-3802-3111 内線 433

2 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却

お亡くなりになられた方が、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちだった場合、受給者証をご返却ください。

▼手続きが可能な人

どなたでも可

▼必要なもの

小児慢性特定疾病医療受給者証

▼手続き期限

なし

▼お問合せ窓口

健康推進課 健康推進係

03-3802-3111 内線 433

住まいに関する手続き

1 区民住宅、従前居住者用住宅の世帯登録情報に関する手続き

居住者がお亡くなりになられた場合、使用者変更届・使用権承継許可申請、世帯員変更届、返還届等の手続きが必要になります。

- ▼手続きが可能な人、必要なもの、手続き期限
使用者の状況により異なります。
詳細は、お問合せ窓口にご確認ください。

▼お問合せ窓口
住まい街づくり課 住宅係
03-3802-3111
内線 2822、2824、2826

環境に関する手続き

1 工場等の廃止、承継等の届出

お亡くなりになられた方が、工場や指定作業場を経営されていた場合、工場等の廃止、承継等の届出を環境課にご提出していただく必要があります。

- ▼手続きが可能な人、必要なもの
利用種別により異なります。
詳細は、お問合せ窓口にご確認ください。
- ▼手続き期限
お亡くなりになった日から 30 日以内

▼お問合せ窓口
環境課 環境保全係
03-3802-3111 内線 485

同性パートナーシップに関する手続き

1 同性パートナーシップ届出受領証返還届の提出

お亡くなりになられた方が、荒川区同性パートナーシップ届出受領証をお持ちだった場合、受領証返還届の手続きが必要となります。

- ▼手続きが可能な人
パートナーの方
- ▼必要なもの
 - パートナーの本人確認書類
 - お亡くなりになられたことが確認できる書類
 - 同性パートナーシップ届出受領証・カード受領証
 - 同性パートナーシップ届出受領証返還届出書
- ▼手続き期限
なし

▼お問合せ窓口
男女平等推進センター
03-3809-2890

その他

1 区民葬儀券の配布

区民葬儀のご利用をご希望の方について、死亡届提出時に区民葬儀券を配布します。区民葬儀取扱葬儀店に渡すことで、ご利用いただけます。

▼手続きが可能な人

親族、同居者、または代理人の方（葬儀社でも可）

▼必要なもの

□ 死亡診断書、または死体検案書

▼手続き期限

お亡くなりになったことを知った日から7日以内

▼お問合せ窓口
区民課 庶務係
03-3802-3111
内線 2512、2513

2 各種助成金に関する手続き

各種助成金（補助金）の内定者がお亡くなりになられた場合は、変更申請等の手続きが必要になる場合があります。

▼手続きが可能な人、必要なもの、手続き期限

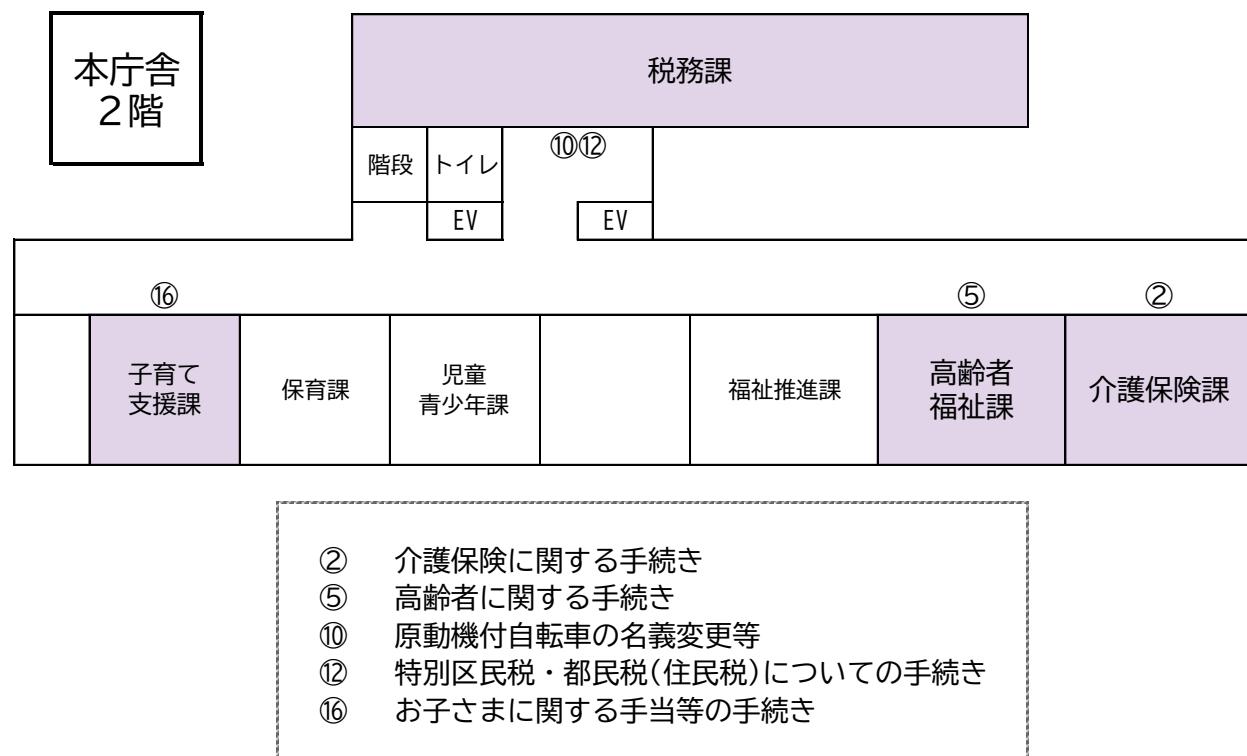
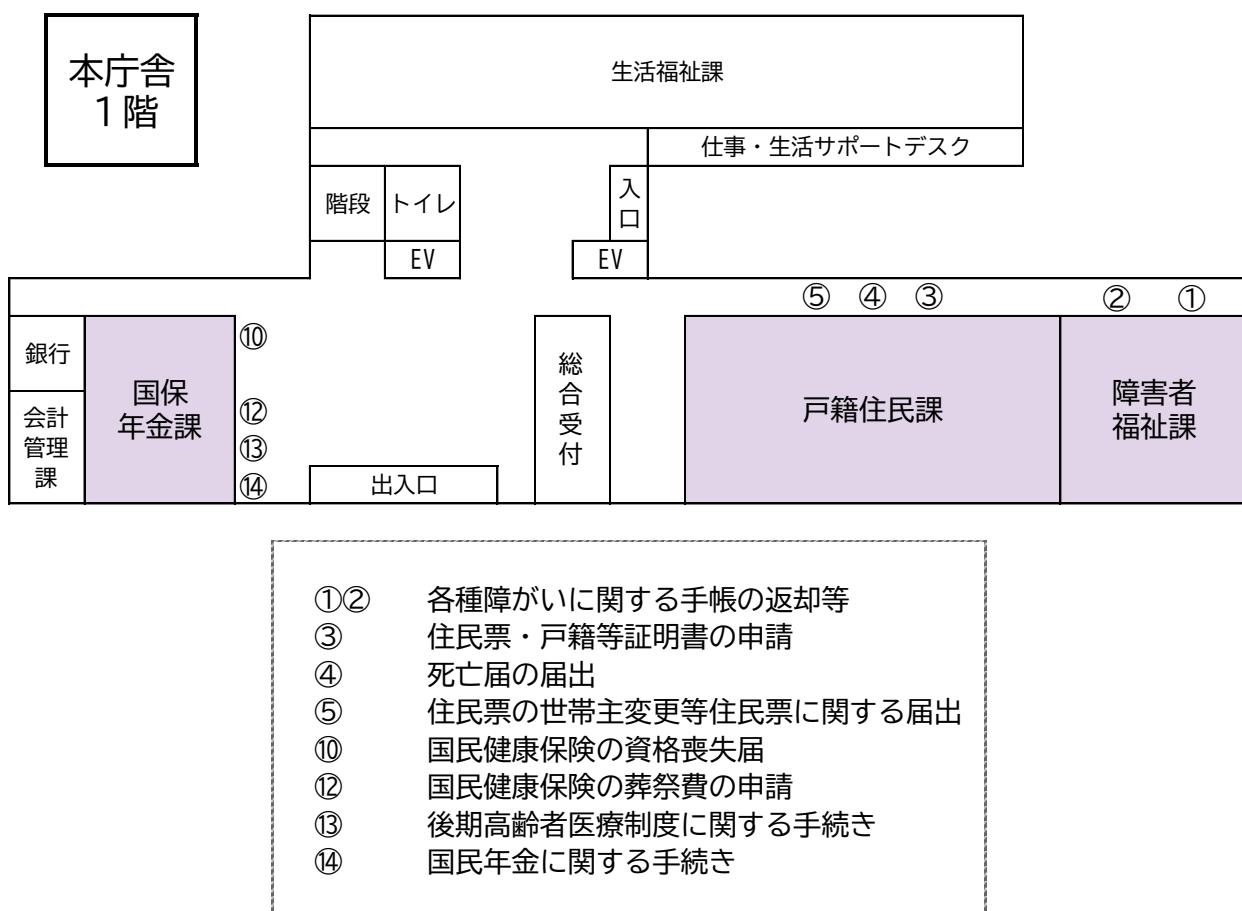
内定者の状況により異なります。

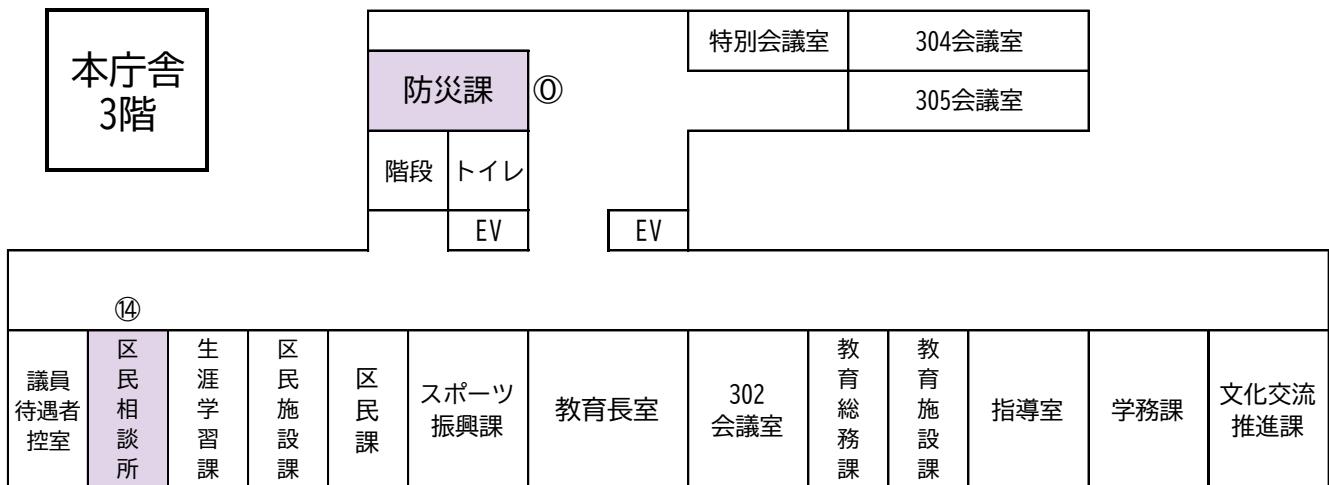
詳細は、各種助成金（補助金）のお問合せ窓口にご確認ください。

期限のある手続き一覧

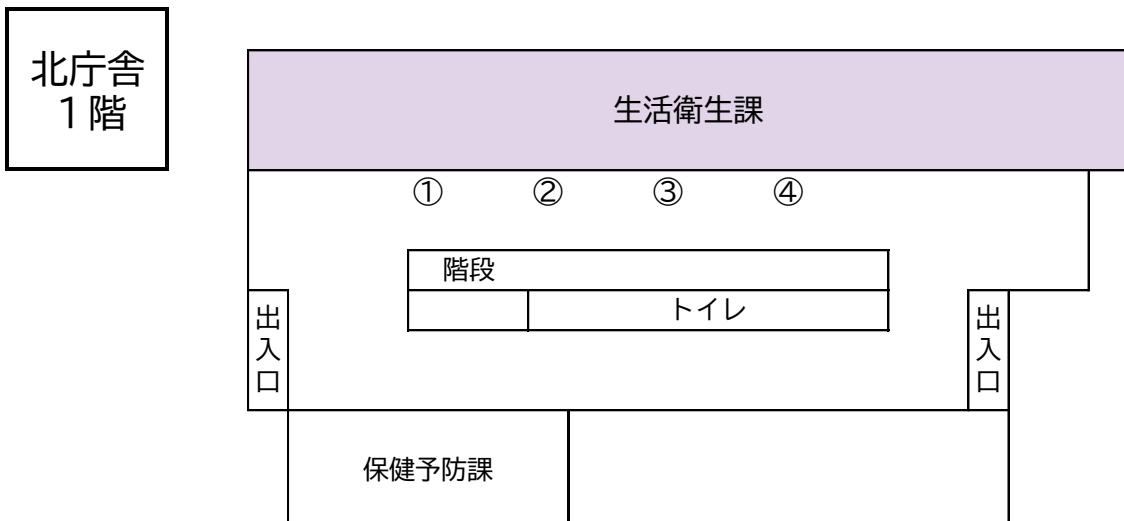
手続き期限	手続き名	参照ページ
14日以内	世帯主変更届（住民登録）	4
	国民健康保険被保険者証の返却、および世帯主の変更	5
15日以内	子育てに関する各種手当、医療費助成の受給者変更、または喪失届	14~15
30日以内	原動機付自転車（125cc以下）の廃車・名義変更	13
	工場等の廃止、承継等の届出	19
	飼い犬の登録事項変更届	16
60日以内	環境衛生に関する営業者の承継、食品衛生に関する営業者の承継	17
3か月以内	高齢者紙おむつ購入助成の資格消滅、および精算	12
6か月以内	身体障害者手帳の返却	10
(葬祭を行った日の翌日から) 2年以内	葬祭費申請（国民健康保険）	5
	葬祭費申請（後期高齢者医療）	6
(亡くなられた日の翌日から) 2年以内	死亡一時金の受給	7
(亡くなられた日の翌日から) 5年以内	遺族基礎年金	8
	寡婦年金	9
(亡くなられた方の年金支払日の 翌月初日から)5年以内	未支給年金・未支払給付金	8

4 フロア案内図



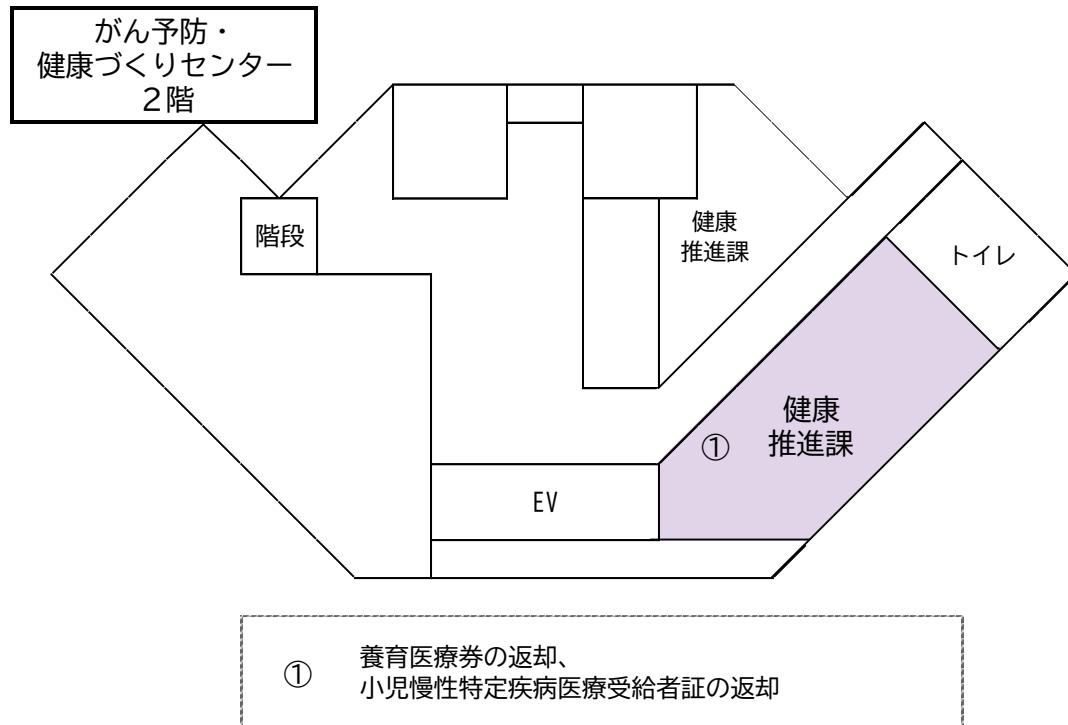


- ① 災害情報受信機の返却
② 専門家への相談

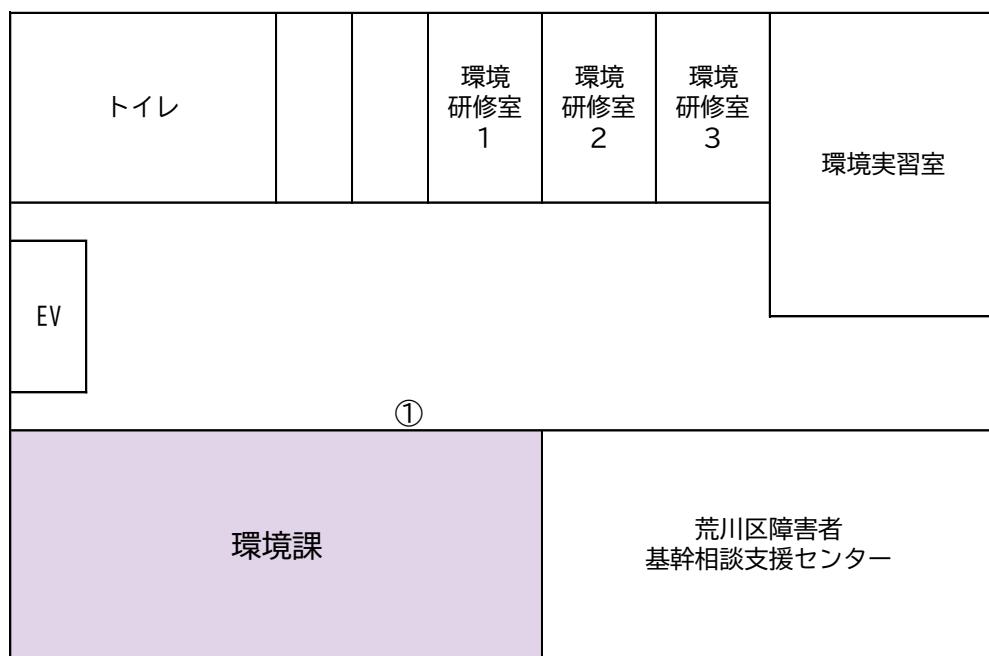


- ① 飼い犬に関する変更届
② クリーニング所・理容所等を開設されていた方の手続き
③ 食品営業を開設されていた方の手続き
④ 公害医療手帳・大気汚染障害者医療券の返還手続き

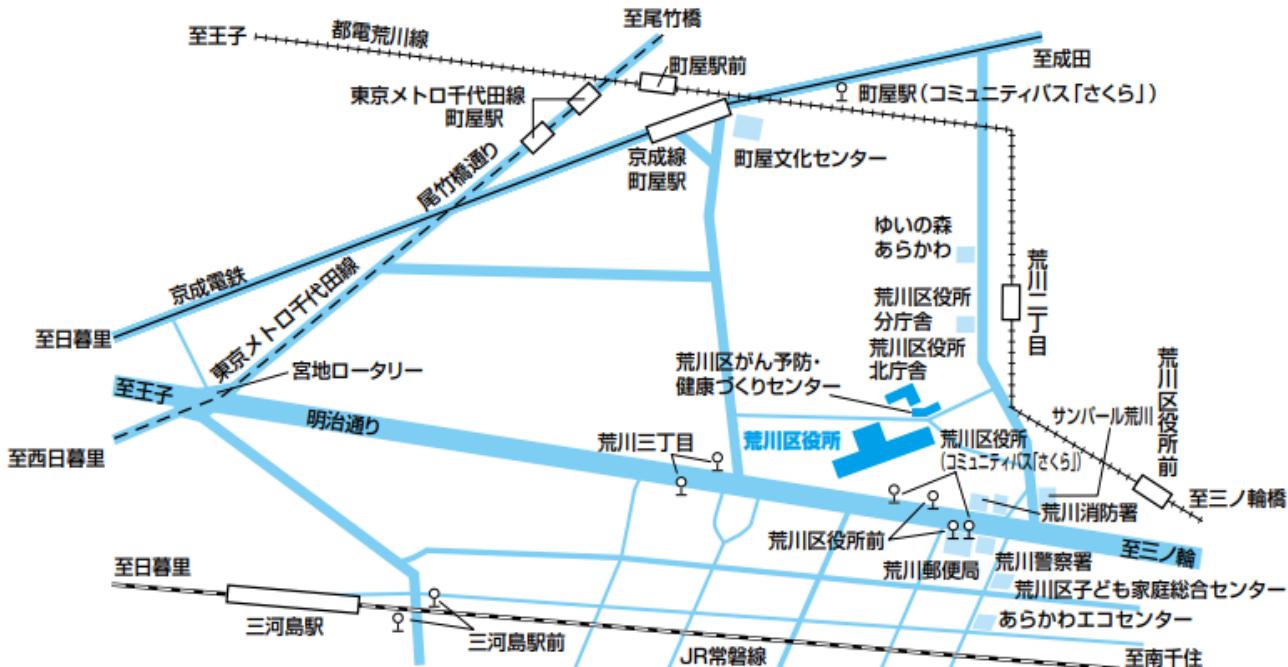
4 フロア案内図



あらかわエコセンター
たんぽぽセンター2階



① 工場等の廃止届等



▼ 三河島駅からお越しになる場合

徒歩 約 10 分

▼ 町屋駅からお越しになる場合

徒歩 約 12 分

都電荒川線「三ノ輪橋」行き乗車（乗車時間約 10 分）
「荒川二丁目」または「荒川区役所前」下車 徒歩約 4 分

▼ 三ノ輪駅からお越しになる場合

徒歩の場合 明治通りを王子方向に約 15 分

都電荒川線「三ノ輪橋」停留場から「早稲田」行きに乗車（乗車時間約 4 分）
「荒川二丁目」または「荒川区役所前」下車 徒歩約 4 分

専門家への相談を希望する

弁護士・司法書士・行政書士等、専門家への相談をご希望の方は、
区民相談所へお問い合わせください。
相談の種類により、相談可能な曜日や時間が異なります。
原則、ご予約が必要です。

▼お問合せ窓口

区民相談所(本庁舎3階) 03-3802-3111 内線:2145、2146

6

区役所以外の手続き一覧

手続き期限	種類等		必要書類等	お問合わせ先
すみやかに	年金	遺族厚生年金 未支給年金	住民票、戸籍謄本、死亡診断書、課税(非課税)証明書、通帳、お亡くなりになられた方の年金証書等 (請求内容により異なります)	管轄の年金事務所、各共済組合
2年以内	健康保険 (社会保険)	埋葬料 (本人死亡のとき)	死亡診断書の写し、または事業主の証明書、埋葬料の請求書、保険証等	勤務先の健康保険組合、または全国健康保険協会各支部
		家族埋葬料		
2年以内	労災保険	葬祭料	死亡診断書等	勤務先、または管轄の労働基準監督署
5年以内		遺族補償給付		
4ヵ月以内	税金	所得税	源泉徴収票、生命保険・損害保険の領収書等	管轄の税務署
10ヵ月以内		相続税	遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書等	
5年以内		医療費控除による税金の還付	源泉徴収票、医療費控除の明細書等	
3ヵ月以内		固定資産税 (土地・家屋の現所有者申告)	固定資産現所有者申告書、住民票、戸籍謄本等 (遺産分割や遺言書等により異なります)	都税事務所
3年以内	生命保険	保険金	保険証書、死亡診断書、戸籍謄本、印鑑証明書、最終の保険領収書等 (保険会社により異なります)	保険会社
5年以内	簡易保険	保険金		郵便局
※	銀行預金・郵便貯金	名義変更	通帳、戸籍謄本、相続関係書類等	銀行
2年以内	有価証券	名義変更	相続関係書類等	取引証券会社
※	自動車	移転登録	印鑑証明書、住民票、戸籍謄本、移転登録申請書等	自動車検査登録事務所(661cc以上) 軽自動車検査協会(660cc以下)
※	電話	名義変更	名義変更届(戸籍謄本等)	電話で局番無(116)
※	電気・ガス・水道	名義変更	名義変更届	管轄の営業所
※	土地・建物	相続登記	遺産分割協議書、印鑑証明書、戸籍謄本、除籍謄本等	管轄の法務局

※ 詳細については、各関係機関に直接お問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話
荒川税務署	荒川区西日暮里6－7－2	03 - 3893 - 0151
荒川都税事務所	荒川区西日暮里2－25－1 ステーションガーデンタワー6・7階	03 - 3802 - 8111
荒川郵便局	荒川区荒川3－2－1	0570 - 943 - 031
水道局荒川営業所	荒川区南千住6－40－1	03 - 5850 - 1595
足立労働基準監督署	足立区千住旭町4－21	03 - 3882 - 1188
荒川年金事務所	荒川区東尾久5－11－6	03 - 3800 - 9151
関東運輸局足立自動車 検査登録事務所	足立区南花畠5－12－1	050-5540-2031
軽自動車検査協会 東京主管事務所足立支所	足立区宮城1－24－20	050-3816-3102
東京法務局北出張所	北区王子6－2－66	03 - 3912 - 2608

荒川区戸籍住民課

令和5年3月 発行

届出サポートデスクの ご利用案内

荒川区 戸籍住民課

03-3802-3916（直通）または

03-3802-3111（代表）内線：2303

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時
(祝祭日、年末年始を除く)

●届出サポートデスクは、ご予約いただいた方を優先してご案内しております。

●ご予約の際は、「届出サポートデスクの予約」とお伝えください。

●ご予約いただく際に、
お亡くなりになられた方のお名前、生年月日、
ご住所、お亡くなりになられた日、
窓口にいらっしゃる方のお名前、ご住所、
お亡くなりになられた方とのご関係、連絡先電話番号
をお伺いいたします。